

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

「変更前の条文」及び「変更後の条文」の欄には、当該変更に関係する条項のみについて、変更する項又は号の単位で、それぞれ左右を対照・並列に記載してください（変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。）。

変更する項又は号中、関係しない部分については、それぞれその部分を示して省略標記すること。

変更箇所については、新・旧とも該当部分にアンダーラインを入れ、変更内容が明確になるように記載すること。

「理由」の欄には、変更する項又は号ごとに変更の理由を記載してください。

記入例は、別記記入例を参照してください。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること（※）。

現行の定款の添付については法令上規定されていませんが、申請書の「変更前の条文」の欄に記載された内容を確認するために必要ですので、申請書に添付して提出してください。

以上のほか、変更の内容に応じその他必要な書類の提出を求めることがあります。
- 4 社会福祉法人定款変更認可申請書類には、副本1通を添付すること。

※社会福祉法施行規則第3条（第1項柱書略）

- 一 定款に定める手続を経たことを証明する書類
  - 二 変更後の定款
- 2 前項の定款の変更が、当該社会福祉法人が新たに事業を営む場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。
    - 一 当該事業の用に供する財産及びその価格を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすることができる書類
    - 二 当該事業を行うため前号の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類
    - 三 当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
  - 3 第1項の定款の変更が、当該社会福祉法人が従来経営していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。
  - 4 （省略）

別記 記入例

(表 面)

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地	市川市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号	
	ふりがな 名称	社会福祉法人 〇〇会	
	理事長の氏名	理事長 〇〇 〇〇	
申請年月日			
		左右を対照・並列にして記載。	
変更する項又は号の単位で記載。		内容	理由
変更前の条文		変更後の条文	
定款変更の内容及び理由	第一章 総則 (目的) 第1条 (柱書略) (1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 <u>(イ) 老人デイサービス事業の経営</u> (ロ) 保育所の経営 <u>(追加)</u> (評議員の報酬等) 第8条 <u>評議員は、無報酬とする。</u>	第一章 総則 (目的) 第1条 (柱書略) (1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 <u>(削除)</u> (イ) 保育所の経営 (ロ) 一時預かり事業の経営 (評議員の報酬等) 第8条 <u>評議員に対して、各年度の総額が〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。</u>	省略した部分がある場合は、そのことがわかるように省略表記する。 変更点には下線を記入。 事業の廃止による削除 項番の変更 新規事業の追加 評議員報酬額の追加

(裏面)

	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	
定款変更の内容及び理由	第6章 資産及び会計 (資産の区分) 第28条 2 (柱書略) <u>(1) 千葉県市川市〇町〇番所在の 木造瓦葺平家建〇〇デイサービス センター建物 一棟 (〇〇平方メー トル)</u> <u>(2) 千葉県市川市〇町〇番所在の 木造瓦葺平家建〇〇保育所園舎一 棟 (〇〇平方メートル)</u>  附 則 (略)	第6章 資産及び会計 (資産の区分) 第28条 2 (柱書略) <u>(削除)</u>  <u>(1) 千葉県市川市〇町〇番所在 の木造瓦葺平家建〇〇保育所園 舎一棟 (〇〇平方メートル)</u>  附 則 (略) <u>附 則 (令和 年 月 日市川市 長認可)</u> <u>この定款の変更は、市川市長の 変更認可があった日から施行す る。</u>	デイサービスセンター 廃止に伴う建物の削除  項番の繰上げ  附則の追加